

平成30年4月24日

〒981-0933

仙台市青葉区柏木1丁目2-40

ブライツシティ柏木702号室

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡 和弘 殿

〒605-0074

京都府京都市東山区祇園町南側551

公益財団法人 日本漢字能力検定協会

代表理事 高坂 節三



回答書

前略

貴法人からの照会書を拝受いたしました。

消費者契約法の定めによると、契約解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めであって、平均的な損害の額を超える部分は無効とされていますが、当協会が主催する日本漢字能力検定の検定料については、お申し込みいただいた時点で受付機関・決済機関への事務手数料がかかり、またキャンセルが認められるとした場合、キャンセルに応対する事務費用等がかかり、もともと検定料を安価に設定しているため、返還できる差額が生じない構造になっており、当協会は、この法律の規定にはあたらないと考えております。その上で、上記照会書にある【ご照会事項】に従い、以下のとおりご回答申し上げます。

1 支払済みの検定料は返金できないとの記載がHP上にありますが、以下のような時点で申し込みを撤回又はキャンセルした場合でも検定料の返還を一切請求できないのでしょうか。その理由を併せご教示ください。

(1) 検定料入金後、願書と書店払込証書の提出前で、かつ、必着日を経過した時点

(2) 検定料入金後、願書と書店払込証書の提出前で、かつ、必着日前の時点

仮に、上記(1)、(2)の時点で検定料の返還に応じた場合、①受付機関（書店等）への手数料、②返金事務に係る費用、③返金に係る送料（現金書留等）がかかり、もともと検定料を安価に設定しているため、返還できる差額が生じません。

(3) 検定料入金後、願書と書店払込証書の提出後で、かつ、必着日前の時点
検定料の返還には、①受付機関（書店等）への手数料、②受付事務（委託先）
手数料、③返金事務に係る費用、④返金に係る送料（現金書留等）がかかり、
もともと検定料を安価に設定しているため、返還できる差額が生じません。

(4) 検定料入金後、願書と書店払込証書の提出後で、かつ、必着日を経過した
が、受験日前の時点

①受付機関（書店等）への手数料、②受付事務（委託先）手数料、③返金事務
に係る費用、④返金に係る送料（現金書留等）に加え、必着日時点では会場（座
席）の確保、検定問題の準備等の手配がなされ、これらの当該申込に相当する
費用がかかっていることから、返還できる差額が生じません。

2 HP上では申込方法概要を説明したチラシが掲載されており、規定（規程）
が確認できませんでしたので、申込みに関する規定（規程）をご提供ください。
HP、願書等に記載している「お申込みから結果のお届けまで」に必要と考え
られる事項を示しており、申込に関する規程を設けておりません。なお、ご照
会を踏まえさらなる明確化を検討したいと考えております。

草々